第千七百十六号

平成十八年 十一月二十日

曜

日

月

名

称

平成十八年十一月二十日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

所 在

地

ミルキッズ調剤薬局 甲府市宮原町字岡田二千一番

次

目

示

道路の区域変更 (二件)..... 告 八三三

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.......

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の指定......

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出. 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し (十五件)......

告 示

山梨県告示第五百七十五号

担当させる機関を次のとおり指定した。 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、 医療を

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

訪問看護ステーション西八代 名 称 西八代郡市川三郷町市川大門四百十六番地 所 在 地

山梨県告示第五百七十六号

Щ

梨 県

公

報

第千七百十六号

平成十八年十一月二十日

担当させる機関を次のとおり指定した。 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、 医療を

山梨県告示第五百七十七号

北支所において、この告示の日から平成十八年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

Ξ 道路の区域

路

線

名

兀 一号

道路の種類

国道

. 八 四 · 八 三 八

一地先から北杜市高根町大字長沢字神久保四六〇番の 北杜市高根町大字長沢字神久保四六〇番の 地先まで X 間 の旧別新 旧 新 九・四~ 九·四~ 敷地の幅員 (メートル) 九 五 八 (メートル) 延 長 <u>-</u> <u>-</u> 兀 兀

山梨県告示第五百七十八号

北支所において、この告示の日から平成十八年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 平成十八年十一月二十日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

県道

道路の種類

路 線 名 北杜富士見線

三 道路の区域

	地先まで地先まで	比土市小淵尺丁字奉道下一〇〇六一番地先から	区間
新		旧	の旧別新
三.00000	三.0~0	五 - - - - - - - - - - - - - - -	(メートル) 敷地の幅員
一三九〇・〇	一三九〇・〇		(メートル) 長

山梨県告示第五百七十九号

所に備え置いて縦覧に供する。 その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東建設事務十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東建設事務次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第十四号) 第四

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

河川の名称 富士川水系 重川

一 廃川敷地等が生じた年月日 平成十八年十一月二十日

竹森字岩下九十五の一番地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量 一万千七百五十五・七二平方メートル

山梨県告示第五百八十号

防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

平成十八年十一月二十日

土砂災害警戒区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

																南部町	市町村名
竹 の 沢 1	火打石	西市組の1	東市組 2	東市組 1	矢島 2	矢島 1	町屋の3	町屋 の 3 2	町屋 の 3 1	町屋の2	町屋の1	向島	切久保の2	切久保の1	真篠 2	真篠 1	区域の名称土砂災害警戒
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然
																次の図のとおり	土砂災害警戒区域の表示

東根熊の3	西市組の4	西市組の3 2	西市組の3 1	西市組の2	坂本	御堂の4	御堂の3	御堂 の 2	御堂 の 1	徳間南又 2	徳間南又 1	徳間根熊	上徳間の1	西根熊	東根熊の2	東根熊の1	竹の沢 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊								

南 又 川 4	南又川 3	南又川 2	南又川 1	長瀞川	東沢川	陰沢川	根熊川 2	根熊川 1	竹の沢川 2	竹の沢川 1	竹ノ沢長瀞川	徳間下村の2 2	徳間下村の2 1	徳間下村の1	南又 2	南 又 1	上徳間の2	東根熊の4
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県公報
第千七百十六号
平成十八年十一月二十日

舟沢川

4

土石流

舟沢川

3

土石流

上矢沢

土石流

坂本有東川

土石流

舟沢川

5

土石流

舟沢川

1

土石流

舟沢川

2

土石流

修善寺川

土石流

舟沢川

土石流

根岸沢川

土石流

大掘川

土石流

向田川

2

土石流

向田川

1

土石流

鯨野川

土石流

釜の奥川

土石流

北沢川

土石流

寺沢川

土石流

井戸沢川

土石流

天神沢川

土石流

大平川	日向川	有東川
土石流	土石流	土石流

山梨県公報

第千七百十六号 平成十八年十一月二十日

坂木	御	御	御	御	徳	徳	徳	上	西相	東	東畑	竹の	竹の	火	西	東	東市組
4	の	の	の	の	南	南	根	間	熊	熊	熊	沢	沢	岩	組	組	組
	4	3	2	ı			熊	1		2	1	2	1		1	2	1
					2	1											
急個	急個	急循	急傾	急循	急傾	急循	急循	急循	急循	急循	急循	急循	急循	急傾	急傾	急循	急傾
斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	斜	急傾斜地
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
朋 壊	朋 壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩 壊
	本 急傾斜地	本 急傾斜地の 急傾斜地の	の4 急傾斜地の 急傾斜地の	の4 3 の4 3 急傾斜地の 急傾斜地の	の4 の3 の1 急傾斜地のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	の4 の3 の2 の1 南又 急傾斜地のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	の4 の3 の2 の1 南又 1 意傾斜 急傾斜 急傾斜 急傾斜 地のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	の4 の3 の2 の1 南又 根熊 高傾斜地のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	の4 の3 の2 の1 南又 南又 相 意傾斜 無 急 急 急 急 負 負 斜 地 地 の	の4 の3 の2 の1 南又 相 間の1 態 意傾斜地地ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	の4 の3 の2 の1 南又 商 間の1 熊 0 1 原 順 順 順 0 1 1 息 1 息 1	会債額 会員額 会員額<	会 急 負債 科科 科科 科科 科科 科 科 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 の	急 負 科 科 科 科 科 科 科 科 科 中 </td <td>急 負 科 科 科 科 科 科 科 科 中<!--</td--><td>急急 急急 負 負債 負針 科 科 科 科 科 科 科 中 <</td><td>急急 急急 急急 急急 急急 急急 急急 負 自 負 負 自 負 自 自 自 自 自</td></td>	急 負 科 科 科 科 科 科 科 科 中 </td <td>急急 急急 負 負債 負針 科 科 科 科 科 科 科 中 <</td> <td>急急 急急 急急 急急 急急 急急 急急 負 自 負 負 自 負 自 自 自 自 自</td>	急急 急急 負 負債 負針 科 科 科 科 科 科 科 中 <	急急 急急 急急 急急 急急 急急 急急 負 自 負 負 自 負 自 自 自 自 自

長瀞川	東沢川	陰沢川	根熊川 2	根熊川 1	竹の沢川 2	竹ノ沢長瀞川	徳間下村の2 2	徳間下村の2 1	徳間下村の1	南又 2	南又 1	上徳間の2	東根熊の4	東根熊の3	西市組の4	西市組の3 2	西市組の3 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

Щ 梨

舟 沢川 4	舟沢川 3	舟沢川 2	舟沢川 1	修善寺川	大掘川	舟沢川	根岸沢川	向 田 川 2	向 田 川 1	鯨野川	釜の奥川	北沢川	寺沢川	天神沢川	南又川 4	南又川	南又川 2	南又川 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

- 1	大平川	日向川	坂本有東川	上矢沢
	土石流	土石流	土石流	土石流

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の その関係書類は、県民情報

平成十八年十一月二十日

センターに備え置いて縦覧に供する。

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 申請のあった年月日 平成十八年十月二十七日

びにその定款に記載された目的

名称 特定非営利活動法人さくらハウス石和

- 代表者の氏名 關本里枝
- 4 定款に記載された目的

3 主たる事務所の所在地 笛吹市石和町市部四百四十八番地

支援、社会復帰の促進を図り、精神障害者とその家族の福利の増進、 に対し、小規模作業所の運営による生活支援、及び就労支援事業等を通じて、自立 この法人は、在宅の精神障害者、及び精神的な問題のために社会適応の困難な者 及び地域福祉

の発展に寄与することを目的とする。

 \equiv 縦覧期間 平成十八年十月二十八日から同年十二月二十七日まで

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

四十八条第一項第一号及び第五十三条第一項の規定により、 事業者等として指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項、第 次の者を指定居宅サービス

Щ
梨
県
公
報
第千七百十六号
平成十八年十
月二十日

П				1							
	松蔭居宅介護	トひかり	アセンターク・デイ・ケ望月クリニッ	アセンターク・デイ・ケ望月クリニッ	レッタ甲府人ホー ムヴィ が護付有料老	スセンター 田デイサービ いばり」川	桜 井 寮	局山梨店アーク調剤薬	局山梨店 アーク調剤薬	名称	平成十八年十一月二十日
	山梨市鴨居寺	号紫荘F号室丁目一四番八甲府市塩部一	号丁目一六番二甲府市塩部四	号 日一六番二甲府市塩部四	〇号 二丁目二番三 甲府市下飯田	四〇番地二町町	五五八番地甲府市桜井町	一六八番地山梨市小原西	一六八番地山梨市小原西	所 在 地	月二十日
	一九七〇二〇〇	- 九七〇 - 〇二	一九七〇一〇二	二 九 二 九 七 〇 〇 二		- 九七〇-〇-	- 九七〇 - 〇〇	四二八	四二八	乔護保険事業所 一番 一号	山梨
-	居宅介護支援	訪問介護	ハビリテー ショ	- ション	護 設入居者生活介 設入居者生活介	護 題期入所生活介	介護予防短期入	なし) 養管理指導(み	導(みなし)	サービスの種類	山梨県知事 山 +
	平成十八年七月	一日 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	—日 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	指定年月日	本 栄 彦
-											
	特別養護老人	だり かんゆめみ 特別養護老人	ぼんぼん時計	寄りあいどこ	ター ビスセン	ホーム志仁也	ホーム志仁也	時別養護を人	介護支援事業		有限会社あり
	甲斐市玉川一	七〇〇番地一	番地の一八〇六	番地市アルプス市	地での五六番のアルプス市	六番地一〇	六番地一〇	大月市 四五九番地	三郷町大塚四一四八代郡市川	〇八〇番地 三郷町高田一	
	— 九 七	二〇九七	四一七九一七	四一五九五七	〇 九 一 七	三九九二七	九二	- 九 七	三五七	二七二四二	- 九 七 三 七 三
	九七一七〇〇	二〇六	四七一六〇〇	四五五	〇九一 六〇〇	二九七一四〇〇	[- 九七 - 四 四 0 0	三五七〇六〇〇		九七〇六〇〇
	短期入所生活介	通所介護	通所介護	護予防通所介	護 介護予防通所介	所生活介護 所生活介護 所生活介護	護力	短期入所生活介	居宅介護支援	金銭	介護予防訪問介
L	短期入所生活介 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	一日	一日	一日	— 3 日 <i>j</i>	平	平成十八年七月	— 3 日 J -	平成十八年七月

身延ヘルパー	身延ヘルパー	ス身延 リービ	ン ビリテーショーム訪問リハ	ン ビリテーショ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	だり ホームゆめみ 特別養護老人	ボームゆめみ 特別養護老人	どりムゆめみ	特別養護老人	ボーム ゆめみ
八番地町常葉三八七	八番地 町常葉三八七	八番地町常葉三八七	三一番地四日市場二〇	三一番地四日市場二〇	七〇〇番地一	七〇〇番地一		甲斐市玉川一	七〇〇番地一
ハー九七〇七〇〇	ハーカ	八〇一 九七〇七〇〇	二九五二八〇〇	二九五一八〇〇	二0六	二〇六 七〇〇	二〇六	- 九七 - 七〇〇	二〇六
護予防訪問介	訪問介護	居宅介護支援	ン ハビリテー ショハビリテー ショ	ーション	護予防通所介	設 介護老人福祉施	所生活介護	介護予防短期入	護
三日平成十八年七月	三日平成十八年七月	三日平成十八年七月	一日 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	一日 平成十八年七月	E		日
療所 民健康保険診	療所 民健康保険診	ニック ニック	この	ゆう歯科フリ	立 う 引 力	ゆう歯科クリ	ニックゆう歯科クリ		ニック
地一篇宿四六六番	地一	地一〇町万沢字上越	地一〇二六番	南三摩那南耶 地一〇 三条那南部 市区 大大 一〇 三二 六番	地一〇二六番	南巨摩郡南部	町万沢字上越南巨摩郡南部	地一	度一三二六番 町万沢字上越 南巨摩郡南部
三七〇	三七〇	五七八五七八〇〇	五寸三九八八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	五十九 九 五十九 八 5 0 七 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	五七八八	一九三〇七〇〇	五七八		五七八
し) ー ション (みな	り 訪問看護 (みな	(みなし) (みなし) (みなし)	では、 は、 は、 は、 は、 は、 のなし) に、 のなし)	ト 養予方方明 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	導(みなし)	居宅療養管理指	ーション (みな) 訪問リハビリテ		訪問看護(みな
一日 平成十八年八月	一日 平成十八年八月	十九日十八日ノノ年七月	立 十章 元 九 元 日 - 人 日 -	平 対 力 力 け し 日 十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・	平成十八年七月	十九日平成十八年七月		十九日

山 梨 県 公 報 第千七百十六号 平成十八年十一月二十日

	笛吹市芦川国	療所民健康保険診	療所 民健康保険診	第 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	イン	宿 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	笛欠节 11国	療所民健康保険診	療所 民健康保険診	療所民健康保険診	療所 民健康保険診
	留 地一		地一覧行列	第 大 地 一 地 一 に	イン 地 一 地 一 管 で で で た か 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 声 」	留かり 地 一	笛欠 节 当 川 丁	地一篇宿四六六番	地一篇宿四六六番	地一 鶯宿四六六番 留吹市芦川町	地一篇宿四六六番
	九三 八一〇	三九八二八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八		<u>'</u>	- 二 二 六 ガ 三 ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ 三 - ハ ニ ロ ー ロ ー ハ ニ ロ ー ロ ー ハ ニ ロ ー ロ ー ハ ニ ロ ー ロ ー ロ ー ロ ー ロ ー ハ ニ ロ ー ロ ー ロ ー ロ ー ロ ー ロ ー ロ ー ロ ー ロ ー ロ	- 三 - 六 元 - 八 三 - 八 三 - 八 三 - 八	ト 三 - - - - -	三九〇八〇	三七〇八一〇	三七〇	三七〇
	介護予防訪問リ	護(みなし)	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	「	言に 真 管理 目 し)	方別ノビノデ	方問重隻へみば、	ン (みなし) ハビリテー ショ 介護予防訪問リ	護(みなし)	なし) 養管理指導(み	導(みなし) 導(みなし)
- 3 - 3 - 3	平成十八年八月月		z — <u>s</u> 克 — <u>s</u>	平 — <u>S</u> 成 日 5 十 —	平	平 <u> </u>	平成十八手八月	一日 平成十八年八月	一日 平成十八年八月	一日 平成十八年八月	導(みなし) 一日
		しば福祉用具あお	所豊寿荘 訪問介護事業	所豊寿荘	業所豊寿荘 者生活介護事 特定施設入居	業所豊寿荘 者生活介護事 特定施設入居	べ	ーションしも 交道会指定訪	びまわり 前記 前記 かまわり 前記 前記 かまわり 前記 前記 かいまい かいまい おおい おおい かいまい かいまい おおい かいまい かいま	トー・ヨハ 第一・シー	∫ 所健局 康保
	<u> </u>	唐柏五三八番 田本五三八番 田本五三八番	七番地十日市場七二南アルプス市	七番地ポス市	七番地ポス市	七番地帯アルプス市		三番地町下部一〇六町下部	地 七 五 四 子 子 音 音 音 音	八号 目 五石田	増加の大大番(三六八)
		三〇三 八〇〇	四九七一六〇〇	四九七一六〇〇	四八九一六〇〇	四八九		七八五	- 四- - ナ - ナ - ナ - ナ - ナ - (- U	六八
		福祉用具貸与	護務所訪問介	訪問介護	護 設入居者生活介 設入居者生活介	_		ンパピリテーション		介護子	ン(みなし)
-		平成十八年八月	一日 一日	一日 平成十八年八月	一日和十八年八月	生活介護 一日 中紀十八年八月		一日十八年が年			

中川歯科医院	中川歯科医院	中川歯科医院	中川歯科医院	中川歯科医院	中川歯科医院	しば福祉用具あお	しば福祉用具あお	しば福祉用具あお
番地 一〇二二	番地 一〇二二	番地 一〇二二	番地 一〇二二	番地 一〇二二	番地 一〇二二	地二唐柏五三八番笛吹市石和町	地二唐柏五三八番留吹市石和町	地二唐柏五三八番笛吹市石和町
三七七	三七七一八〇〇	三七七	三七七 八〇〇	三七七 一九三二八〇〇	三七七	三〇三	三0三	一九七一八〇〇
ン(みなし)ハビリテー ショウ護予防訪問リ	護(みなし)	なし) 養管理指導(み う護予防居宅療	導(みなし)	し) おりいだりた	あ問看護 (みな	具貸与	祉用具販売福	売電祉用具販
二十二日平成十八年八月	二十二日平成十八年八月	二十二日平成十八年八月	二十二日平成十八年八月	二十二日平成十八年八月	二十二日平成十八年八月	一日平成十八年八月	一日 平成十八年八月	一日平成十八年八月

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

| 第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。| 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律|

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄

彦

処分をした年月日 平成十八年十月二日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 早邦建設株式会社

主たる営業所の所在地(南巨摩郡早川町高住六百四十五番地二十七

代表者の氏名 望月辰男

許可番号 山梨県知事許可(般・特 一三)第三五号

許可の取消し

兀

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本

栄

彦

一 処分をした年月日 平成十八年十月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 商号 株式会社佐藤建設工業

2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西千二百七十四番地

3 代表者の氏名 佐藤良夫

一 許可番号 山梨県知事許可 (特 一三)第一〇八〇号

四、処分の内容、大工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工

事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し

た旨の届出があった。
五 処分の原因となった事実 平成十八年十月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止し

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十一月二十日

Щ 本 栄 彦

- 処分をした年月日 平成十八年十月二日
- = 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社高山工業所
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町相又四百九十七番地
- 代表者の氏名 高山実
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可 (般・特 一三)第一一四五号
- 兀 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十八年九月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

- 処分をした年月日 平成十八年十月二日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 株式会社小島組
- 2 主たる営業所の所在地
 甲州市塩山三日市場二千六百七十五番地
- 精算人の氏名 小島健治
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第一一七七号
- 兀 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、 石工事業、 ほ装工事業及び水道施設
- 工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止 した旨の届出があった。
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

- 処分をした年月日 平成十八年十月十六日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 西島建設有限会社
- 2 主たる営業所の所在地の南巨摩郡身延町西嶋千三百六十七番地二
- 3 代表者の氏名 望月福造

- 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第一三五六号

兀

処分の内容、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、 ほ装工事業、 しゅんせつ

工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十八年十月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した 旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

処分をした年月日 平成十八年十月二十一日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 商号 株式会社高山建設
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市大下条千二十三番地
- 3 代表者の氏名 長田英二
- 許可番号 山梨県知事許可 (特 |三)第||七|号
- 兀 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十八年九月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止

• 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

Щ 本 栄

彦

- 処分をした年月日 平成十八年十月十日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

Щ

梨

県 公 報

- 1 商号 春日居工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市歌田百十番地三
- 3 代表者の氏名 天川達夫
- 二 許可番号 山梨県知事許可 (般 一四)第五四六九号
- 工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し四(処分の内容)土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ
- した旨の届出があった。 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止
-) 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月二十三日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 長田建設有限会社
- 2 主たる営業所の所在地 韮崎市穴山町二千九十六番地の一
- 3 代表者の氏名 長田初幸
- 二 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第六一七九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄

彦

- 処分をした年月日 平成十八年十月三十日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 三沢工務店
- 2 主たる営業所の所在地 北杜市白州町横手千三百八番地二

- 3 代表者の氏名 三澤仁
- | 許可番号 山梨県知事許可 (般 一四)第六六〇四号
- | 事態なが引表による||事態に終めて最悪しを)| 下丁)な角・四|| 処分の内容 | 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

五 処分の原因となった事実 平成十八年十月三日付けで四に掲げる建設: 事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

|梨県知事 山 本 栄 彦

- 処分をした年月日 平成十八年十月十日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 滝口電気商会
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上暮地八丁目八番十三号
- 3 代表者の氏名 滝口萬利
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第六九五三号

Ξ

- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- した旨の届出があった。
 五 処分の原因となった事実
 平成十八年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

(1-17) いたい (1977) (197

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄

彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月十日
- | 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 山梨県建築リフォーム協同組合
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市蓬沢町千百四十六番地
- 3 代表者の氏名 小宮山要
- 一 許可番号 山梨県知事許可 (般 一七)第七五二五号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装

仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十八年十月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

2

処分をした年月日 平成十八年十月十六日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社トーケン

2 主たる営業所の所在地 甲府市白井町六百六十七番地

代表者の氏名 村松孝

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 |三)第七六三七号

兀 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十八年十月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

処分をした年月日 平成十八年十月十日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社山交

2 主たる営業所の所在地 甲府市丸の内一丁目三番三号

代表者の氏名 内田賢

許可番号 山梨県知事許可 (般 一三)第八三九〇号

処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十八年十月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した

> 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

処分をした年月日 平成十八年十月二日

一 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社ヤマト

主たる営業所の所在地 甲州市塩山赤尾四百五十一番地

3 代表者の氏名 藪内博

許可番号 山梨県知事許可(般 一四) 第八五七三号

Ξ

兀 せつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容とび・土工工事業、 石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、 しゅん

した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十八年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止

五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

処分をした年月日 平成十八年十月二十三日

一 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 おおぞら建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市旭五丁目六番二十五号

3 代表者の氏名 渡邊操

許可番号 山梨県知事許可 (般 一五) 第八七四二号

四 処分の内容、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、 ほ装工事業及び水道施設

工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十八年十月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止し

• 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、 次

Щ

梨

I												1
	名	小林	中込	田中	竹野	杉山	小林	中込	氏	<u> </u>	た。のとおり昭和町田富町鍛冶新居土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があっのとおり昭和町田富町鍛冶新居土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があっ	Щ
	名取喜久一					山 隆				平成十八年十一月二十日	のり昭	梨県公報
		政文	宗 雄	孝行	郎		政博	近 雄	名	人 年 十	和町田	公却
1	中央市山之神七百二十番地	中央市山之神八百四番地	中央市山之神六百八十八番地	中央市山之神六百九十八番地	中央市山之神八百五十三番地九	中央市山之神三千六百三十二番地十	中央市山之神三千六百二十三番地五	中央市山之神三千六百二十番地十一			富町	
	山之	山之	山之	山之	山之	山之	山之	一一之			鍛冶	第千七百十六号
; ;	神七五	神八五	神六	神六	神八五	神三	神三	神三	/ -		居土	旨十
	旦 十	- III 番	八十	九十	岩十	一六百	一六百	一六百	住		地区	六号
-	番地	地	八番	八番	番		<u>+</u>	十 十			整理	亚
			ᄪ	ᄪ	九	番地	番地	地十		山梨県知事	組合	成十
1						 	五	<u> </u>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	から 理	年十
											事のに	月月
										Щ	比 名 乃	平成十八年十一月二十日
֓֞֜֜֜֜֜֜֜֜֜֓֓֓֓֜֜֜֜֜֓֓֓֓֓֜֜֜֜֓֓֓֓֜֜֜֜֓֓֓֓֜֜֡֓֜֡֓									所	本	び住	
T										栄	所の届	
,										彦	出が	
											あっ	
! !												
												八四六
												六

発行者

Щ 梨 県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番